

件名:新型コロナウイルス感染症(本邦一時帰国時の新型コロナ・ワクチン接種事業予約の開始)

(ポイント)

- 日本に一時帰国してワクチン接種を行うことを希望する海外在留邦人等の方々を対象としたワクチン接種事業の予約を、7月19日正午から開始します。
- 詳細については、外務省 HP 内の特設ページをご確認ください。

(本文)

1. すでに6月にご案内しましたとおり、在留先でのワクチン接種に懸念等を有する海外在留邦人等を対象とした新型コロナ・ワクチン接種事業のインターネット予約受付を7月19日正午(日本時間)から開始します。本事業での接種を希望される方は、特設サイトを通じて事前の予約をお願いします。特設サイトへのリンクは、予約受付の開始と同時に外務省海外安全 HP 内の特設ページ (<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>) に掲載いたしますので、そちらを御確認ください。接種事業の開始は8月1日から開始し、終了時期は2022年1月上旬を予定していますので、フライト等制約がある中で計画的にご準備ください。

2. 本件事業の対象者は以下の条件を全て満たす方ですのでご注意ください。

-在留先におけるワクチン接種に懸念等を有している日本人又は一部の再入国出国中の外国人(対象範囲は上記外務省 HP の特設ページでご確認ください。)

-日本国内に住民票を有していない方

-接種を受ける日に12歳以上である方

※海外在住でも日本国内に住民票を有する方は自治体による接種の対象となるため、本事業の対象外となります。また、現時点では日本国内に住民票を有していない場合であっても、帰国時に転入届を提出し、住民票登録を行う場合は、登録先の自治体による接種事業の対象となるため、本事業の対象外となります。本事業は、日本国内に住民票を有しないため、自治体によるワクチン接種を受けることができない方を対象としています。住民票を有する方や転入届を提出した方については、各自治体からのワクチン接種に関する案内をご参照ください。

3. 現在、本邦への入国に際しては、以下のような水際対策が求められていますので、本邦一時帰国をご検討の際には、水際対策の内容を十分ご確認ください。また、この水際対策に加えて、本邦入国前14日以内にベネズエラに滞在していたすべての入国者及び帰国者の方は、検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る)で3日間待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくことになります。検査結果が陰性となった場合、宿泊施設を退出できますが、その後、継続して水際対策を行っていただきます(14日間の待機、公共交通機関の不利用等)。

(1) 検査証明書の提示

(2) 誓約書の提出

(3) スマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用

(4) 質問票の提出

詳細は、厚生労働省の以下のホームページをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

4. (1) 本邦一時帰国時に、各経由地に入国する場合、各国で検査証明の義務等の検疫が課せられている場合がありますので、各国の入国条件、検疫方法、検査証明取得可能機関等については、あらかじめ搭乗する航空会社に十分確認するとともに、必要に応じて、経由地の各国政府もしくは管轄の日本大使館・総領事館にご確認ください。

(2) ベネズエラへの再入国時においては、ベネズエラ入国前72時間以内に取得したPCR検査の陰性証明書の取得、到着時のPCR検査（自己負担60米ドル）及び所定の様式への搭乗者情報の登録が求められていますので、再入国の際の準備も忘れずにご確認ください。

<https://pasedesalud.casalab.com.ve/>

5. (1) ベネズエラ政府の発表によれば、12日の新規感染者数は968人、死亡者数は12人、累計感染者数は28万人以上、累計死亡者数は3,302人と、引き続き高い数値で感染が継続しています。

(2) 民間病院の病床使用率も90%を越えているという報道もある他、新型コロナウイルスで入院した場合、非常に高額な費用を要すると言われています。

(3) 感染しないことがまず重要です。以下のような予防に努めてください

- ・手洗いの励行
- ・マスクや手袋の着用
- ・換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける。

(4) 日本の厚生労働省では、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を以下のホームページで提唱しています。日常生活をおくる上での参考にしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

6. 新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館まで御一報願います。

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

参考：ベネズエラ・ボリバル共和国政府保健省新型コロナウイルス関連サイト

<http://www.mpps.gob.ve/index.php>

参考：厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

このメールは、在留届に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ベネズエラ日本国大使館

電話：(+58)-212-262-3435

FAX：(+58)-212-262-3484

ホームページ：<http://www.ve.emb-japan.go.jp>